

第 2 1 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、職員配置計画（様式11）中、申請時点で名古屋市港防災センター（以下「本件施設」という。）に勤務している職員の資格等、経験年数、雇用形態及び勤務時間／週（以下これらを「本件職員情報」という。）並びに収支計画（様式18）中、人件費の内訳（以下「本件人件費情報」という。）を公開とした決定は妥当でないので、非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成29年10月 4日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成28年度本件施設指定管理者指定申請書様式 4～19（選定された団体が提出したもの）の文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成29年10月17日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成28年度本件施設指定管理者指定申請書様式 4～19（選定された団体が提出したもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 平成29年10月20日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同月31日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
条例第 7条第 1項第 1号に該当
本件行政文書に含まれている担当者の氏名及び写真等については、特定の個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年11月17日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

名古屋市港防災センター指定管理者募集要項（平成28年 6月公表）（以下「本件募集要項」という。）に記載されている情報公開に係る事項を前提とした上で、条例等の関係規定を勘案し、総合的に判断したもので、下記に示す事項を除き、条例に規定する非公開情報を含まないため。

条例第 7条第 1項第 1号該当情報

担当者氏名、写真等

6 平成29年11月 7日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

7 同月15日、実施機関は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 構成、文章、図、写真、イラスト等、本件行政文書全体が、長年積み上げてきた企画力やデザイン力等を結集した重要なノウハウであり、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

(2) 本件行政文書に記載されている基本的な考え方から具体的な提案等すべての要素が、指定管理者の選定における他の応募者との差別化を図ったもので、競争上の優位性を獲得するための重要なノウハウである。

また、公開となれば、他都市における同種施設の運營業務の提案においても、競争上の地位を脅かされ、企業として明らかに不利益を受けることが容易に想定されるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 選定事業者の情報公開について

選定された事業者の選定段階における提出書類については、条例第 7条第

1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成29年 4月改定）」に基づき、本件募集要項に明記している。

2 本件行政文書について

(1) 指定管理者制度は、原則公募による競争原理の中で、最適な団体を選定し、当該団体に公的資金により、一定期間独占的にサービスを行わせるものであることから、制度の運用にあたっては、公平性・透明性の確保に十分留意した上で、市民への説明責任を十分に果たすことが求められている。審査請求人が本件施設に係る指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に係る計画内容については、市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられる。

(2) 本件施設の管理運営に関する提案内容が示されているが、公にすることにより、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれる情報が記載されているとは言い難い。

また、指定管理業務の開始によって、本件施設の計画内容がすでに明らかとなっていると判断されることから、これを公にすることにより、審査請求人に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7条第 1項第 2号には該当しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち、審査請求に係る部分（以下「本件情報」という。）が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、本件施設における平成29年 4月 1日から平成34年 3月 31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、審査請求人から提出されたものである。

また、本件募集要項においては、「申請団体の申請書類については、条例に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があった場合は、条例第 7条第 1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開します。」と記載されていることが認められる。

(2) 審査請求人は本件施設の指定管理者に選定され、平成29年度から平成33年度までの 5年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性

本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、審査請求人が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類であり、審査請求人における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件情報が当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の 2第 1項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公

益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公開することによる公益について

上記のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(5) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 指定管理者は民間企業でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性はある。しかし、審査請求人からは、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されておらず、他都市における同種施設の運営業務の提案においても、競争上の地位を脅かされるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているため、本件情報を公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が大きいとは認められない。

イ また、本件施設の本件募集要項においても、条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開する旨が明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、企業ノウハウにあたる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとは言えない。

ウ したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が優越するとする特段の事情は認められない。

以上のことを総合的に判断すると、本件情報を公開することによって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとは言えない。

(6) 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

なお、本件情報には、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると思料される部分が認められるので、以下のとおり判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会が調査したところ、職員配置計画（様式11）には、職員配置計画の表が掲載されており、当該表には本件職員情報が含まれていることが認められた。

また、収支計画（様式18）には、本件人件費情報が含まれていることが認められた。

(3) そして、本件職員情報及び本件人件費情報は、個人の能力等に関する情報や特定職員の給与等が明らかになる情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる。

(4) 以上のことから、本件情報のうち、本件職員情報及び本件人件費情報は条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成29年11月15日	諮問書の受理 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月30日	実施機関の弁明意見書を受理
12月 8日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成30年 1月12日 (第 4回 第 1小委員会)	調査審議
3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議

4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
9月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久